府　令

○内閣府令第六号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十六条及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百十二条の規定に基づき、資産の流動化に関する法律施行規則及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日　　内閣総理大臣　菅　**直**人

資産の流動化に関する法律施行規則及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十三号６⑴記載上の注意１中「に記載すること」の次に「（内容の異なる数種類の優先出資を発行している場合には、各発行ごとに、発行した種類の優先出資ごとに記載すること。）」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十八号⑵を次のように改める。

⑵　投資法人の純資産等の状況

①　純資産の状況

前期末残高		追加出資		出資の払戻し		運用増減	当期末残高
	出資口数	出資金額		払戻口数	払戻金額		
千円	口	千円		口	千円	千円	千円

②　投資口に係る募集等の状況

発行年月日	発行投資口数	当初出資金額(a)	うち国外募集額(b)	当初出資金額に占める国外募集額の割合(b／a)
	口	千円	千円	%
計	口	千円	千円	%

（記載上の注意）

１．本表は、当期末までの投資口の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集（投資口に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）及び私募（同項に規定する有価証券の私募（投資口に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の状況について記載すること。

２．「うち国外募集額」は、当初出資金額のうち国外募集に係る資金調達額を記載すること。

３．「当初出資金額に占める国外募集額の割合」は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位までを記載すること。

附　則

１　この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

２　この府令の施行の日前に発行した優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。）に対する第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第十三号６⑴記載上の注意１の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

３　この府令の施行の日前に終了する営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。）に係る同法第二百十二条の規定により提出する営業報告書の様式については、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府令第七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第百九十三条の二の規定に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日　　内閣総理大臣　菅　**直**人

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改める。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二　経営者の責任

第六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

第六条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

３　第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。

二　財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

第六条第六項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号の」に改め、「合理的な」を削り、「同号に定める」を「同号の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第四号に定める」を「第一項第五号に掲げる」に、「説明又は強調」を「強調すること又はその他説明」に改め、「について」の下に「区分して」を加え、同項第一号中「重要な欠陥がある旨」を「開示すべき重要な不備の内容」に、「において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥」を「は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備」に改め、同項第二号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項第二号中「並びに除外」の下に「した不適切な」を、「及ぼす影響」の下に「又は実施できなかった重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明するにあること。